

ワンストップ特例制度のご利用について

ステップ1 Q まず、あなたはワンストップ特例制度を利用できる方ですか？

特例を受けるには、以下の①②両方に該当する必要があります。必ずご確認ください。

① もともと確定申告をする必要のない給与所得者

※年収2,000万円以上の所得者や、医療費控除などを受けるため確定申告が必要な場合は、ワンストップ特例制度を利用できませんので、確定申告で寄附金控除を申請してください。

② 1年間の寄附先が5自治体以下ですか？

※1つの自治体に複数回寄附をしても1カウントとなります。






①②の両方に該当する方は、**ステップ2** へ、該当しない方は確定申告を行ってください。

ステップ2 申請書を完成させてください。

- ・ 上段太枠内を記入し、必ず押印ください。
- ・ 寄附日・寄附金額の記入、2カ所のチェックボックスにチェックをしてください。

ステップ3 本人確認書類の添付をお忘れなく

本人確認書類について、下記3パターンのうち、いずれかの方法で書類をご用意ください。

	マイナンバーの確認	本人の確認
マイナンバーカードを持っている場合	マイナンバーカード（写し）（裏面） 	マイナンバーカード（写し）（表面） 
マイナンバーカードを持っていない場合	マイナンバー通知カード（写し） もしくは 住民票（マイナンバー記載あり）（写し） 	免許証（写し）もしくはパスポート（写し） などの顔写真付の証明書  ※本人確認書類は、身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書でも問題ございません。 上記の顔写真付証明書を持っていない場合、 健康保険証および年金手帳など 自治体が認める公的書類2点以上の写し  ※該当する本人確認書類は、納税証明書、印鑑登録証明書、母子手帳、年金手帳、住所・氏名・生年月日の記載書類などです。

※マイナンバー通知カードの裏面に住所変更等の追記がある場合には、必ず裏面のコピーも提出してください。

ステップ4 申請書・本人確認書類を返送する！

同封の返信用封筒（A4用紙の折り畳み式）に切手をお貼りいただき、返送してください。

寄附した年の翌年の1月10日までに提出してください。

なお、寄附ごとに申請書の提出が必要です。また、1月10日以降の受付は認められません。

ご注意ください！ 本人確認書類がない場合、申請を受理できません！！

ワンストップ特例についてのお問合せは、

豊郷町 ふるさと納税担当 TEL：0749-35-8112

e-mail：kikaku@town.toyosato.shiga.jp

寄附金控除に係る申告特例申請書の記入例

(ふるさと納税ワンストップ特例制度用)

【注意事項】

「F」「G」のチェックに該当しない方は、ワンストップ特例制度の要件を満たしませんので、この特例申請書は提出せず、必ず確定申告または住民税申告でふるさと納税寄附金の申告を行ってください。

※ご提出期限：翌年1月10日（必着）

A. 寄附された元号・年が記載されているかご確認ください。

B. 記入年月日・宛先をご記入ください。併せて正しい内容が記載されているかご確認ください。
※申請は住民票記載の住所となります。
※宛先は、寄附先の市町村区名に長をつけて記入。

令和〇〇年 寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和 〇〇 年 〇 月 〇 日 フルサト市長 殿	整理番号	フリガナ	フルサト タロウ
〒〇〇〇-〇〇〇〇	氏名	故郷 太郎 印	
住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番	個人番号	〇△□×〇△□×〇△□×	
電話番号 00-0000-0000	性別	男	
	生年月日	昭和40年2月1日	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更がある場合は、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けようとする場合は、①及び②に該当する場合のみです。①及び②に該当する場合は、同号に係るも金税額控除の適用を村民税・道府県民税の申告書を出してください。

E. 寄附をした年月日と金額をご確認ください。
※同じ自治体に複数回寄附をした場合、その都度申請書を提出する必要があります。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和〇〇年〇月〇日	10,000円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみです。①及び②に該当する場合は、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、[1]及び[2]に該当すると見込まれる者を行います。

[1] 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

[2] 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の教から以下であると見込まれる者を行います。

C. 捺印してください。

D. 個人番号（マイナンバー）を記入してください。

F. 確定申告（または住民税申告）をしない方はチェックしてください。

※確定申告が必要な自営業者の方や、確定申告が不要な給与所得者や年金所得者の方でも、医療費控除等で申告を行う方などは対象となりません。

G. 寄附先の団体が1年間（1/1～12/31）で5団体以内であればチェックしてください。（寄附回数ではなく寄附先の数）

★F・Gどちらも該当する場合のみ、ワンストップ特例の申請が可能です。